



TOKYO ETHICAL

ACTION PROJECT

2026年度
パートナー企業・団体募集について

「TOKYOエシカル」のパートナー企業・団体を募集しています。

地球環境や社会問題に関して、都民の意識が高まっています。

エシカル消費を知り、関心を持ち、行動するためには、

「何がエシカル消費につながるのか」「自分の身近な場所でやれること」などの

情報をわかりやすく発信するとともに、

「実践できる環境」を創ることが重要となっています。

東京都は、2022年12月から、都民が、エシカル消費を身近に感じ、具体的な行動につなげることを目的として、

SDGs・エシカル消費に資する取組を実施されている約300（2026年3月末現在）の民間企業・団体の皆様とともに

エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出するプロジェクトを展開しています。

パートナー企業・団体の皆様と、エシカル消費に係る情報提供や体験の場の提供などの協働事業を実施することにより、

エシカル消費を実践しやすい環境の構築と機運醸成を目指していきます。

ぜひ、力を合わせて、持続可能な社会の実現に向けて、エシカル消費を推進していきませんか？

TOKYO ETHICAL

ACTION PROJECT

情報発信



協働事業

参加企業・団体の
エシカルな取組や情報を
一元的に発信

何がエシカル消費なのか？
何をすればいいのか？
をわかりやすく

都民が参加でき、
行動のきっかけや拡大につながる
取組の実施

エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出

SDGs・エシカル消費
に資する取組を多くの
企業・団体が実施

持続可能な
循環を形成

2030年までの
SDGs達成

カーボンハーフ、食品ロス半減、
廃プラ削減・・・など

都民の皆様には
エシカル消費を
当たり前

TOKYOエシカルの取組

2022年12月のプロジェクト開始から
パートナー企業・団体の皆様と連携し、**WEBサイト・SNSでの情報発信、
エシカルマルシェの開催や子供向け企画などの協働事業の実施、
パートナー企業・団体の皆様の交流の場の創出**などに取り組んできました。



TOKYOエシカルのWEBサイトで
パートナー様の取組を発信

2026年度もパートナー企業・団体の皆様と連携して、
都民がエシカル消費を身近に感じ、行動につなげられるよう
取組を進めてまいります。



パートナー企業・団体の皆様と連携して都民がエシカル消費を体験できる場の創出や、パートナー企業・団体の皆様の交流を実施

パートナー募集の詳細 ①



都民のエシカル消費の認知向上、興味・関心喚起、実践促進に関する活動にご協力・ご参加いただける企業・団体の皆様を、
「TOKYOエシカル」の「パートナー」として広く募集します。

ご参加要件

○本プロジェクトの目的に賛同し、活動内容にご協力いただける企業・団体様（次頁の「別紙」のいずれにも該当しないことをご確認ください。）

※ここでいう**企業・団体様は、都内において後述の活動を行うもの**とします（都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではありません。）。

※参加決定にあたり、都民のエシカル消費の認知向上、興味・関心喚起、実践促進に関する活動の有無など参加要件について企業・団体様のホームページなどで確認させていただいております。

※法人格のない任意団体のお申込みはお受けしていません。

<本プロジェクトの目的>

エシカル消費の推進に積極的な企業・団体の皆様と連携し、都民の方々への働きかけを継続的に行うことで、（人や社会、環境に配慮した消費行動である）エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出することを目的とします。

<活動内容>

- ①上記の目的を達成するため、幅広く様々な場面で一般の消費者の皆様に対し、エシカル消費の普及啓発や、エシカル消費を実践しやすい社会をつくっていくための活動を実施いただけること。
- ②本プロジェクトのWEBサイト・SNS等における自社・団体の活動に係る情報発信へ御協力いただけること。（取組内容、商品・サービスに関する情報の提供、記事作成のための取材対応など）
- ③エシカル消費及び本プロジェクトに係る都民等への情報発信等へ御協力いただけること。（自社・団体のWEBサイト・SNSその他広報媒体での情報発信、店舗・イベントでの掲示など）
- ④本プロジェクトの協働事業の検討・実施・展開へ御協力いただけること。
- ⑤自社・団体内におけるエシカル消費に係る理解促進を実施いただけること。（本プロジェクトについての情報共有、従業員等への研修など）

次頁に続く

パートナー募集の詳細 ②

別紙

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 九 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

次頁に続く

パートナー募集の詳細 ③

参加の取消

東京都は、参加企業・団体様におかれまして、次の各号のいずれかに該当するときは参加を取り消す場合がございます。

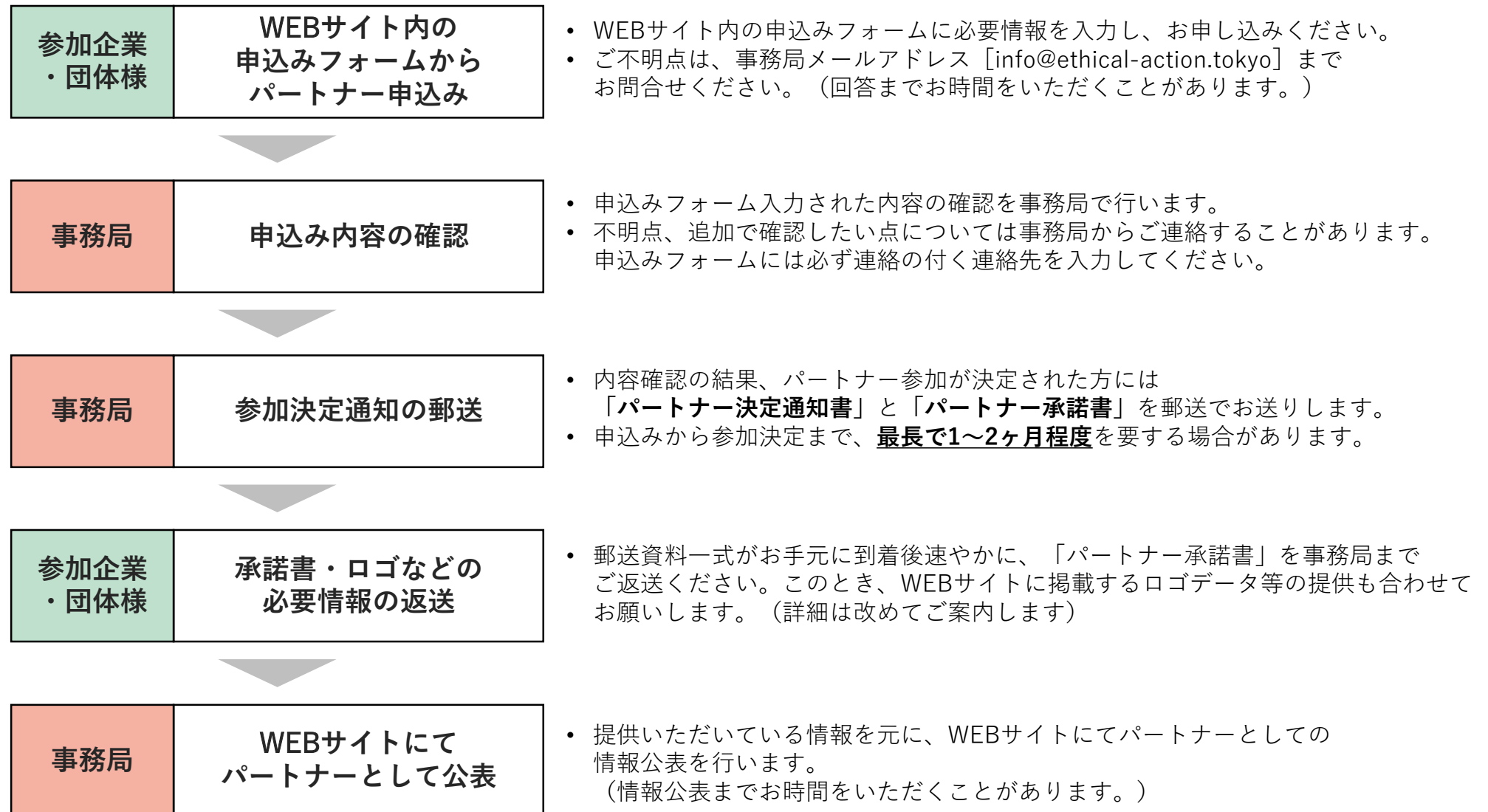
- 参加要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 明らかにエシカル消費の理念に反する行為が認められた場合や、本プロジェクトのイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 他の参加企業・団体様又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 本プロジェクトの目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- その他都が必要であると認めるとき。

なお、東京都は参加を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

参加の継続確認

東京都は、参加企業・団体様に対し、年度ごとに参加の継続の確認を行います。

参加申込みの流れ



パートナー企業・団体募集についてのお問合せはこちら

TOKYOエシカル事務局

受付時間 10:00-18:00 (平日のみ)

メールアドレス

info@ethical-action.tokyo